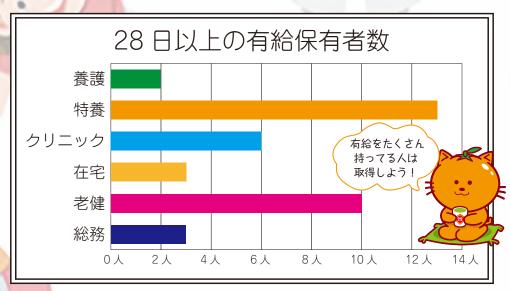


## 社会福祉法人福医会

## 有流域表現の表現では、



「仕事が忙しく有給休暇が取れない」「取得状況はかなり個人差がある」 各事業所 そんな状態では、ないでしょうか?

2019年より働き方改革に関する法案が改正され 「年次有給休暇の年5日取得」が義務付けられました。

## 年5日は有給休暇を確実に取りましょう

有給申請は1週間前までに提出ですが、早めに申請し勤務計画 に影響がないようにご考慮お願い致します。

職員が年に5日の有給休暇取得ができていない場合に、 法人が時季を指定して有給休暇を取得して頂きます。

## 時季指定有給水眼

対象:年次有給休暇が 10 日以上付与される職員

※職員が自ら有給を5日取得場合は法人の時季指定は不要。

総務 - 190609



使用者の時季指定による取得



○月×日に休んでください

使用者が職員に 取得時季の意見を聴取

職員の意見を尊重し 使用者が取得時季を指定

申請を受けた管理者が事業の正常な運営 に支障があると判断した際は職員の希望 日の変更をお願いする事がありますので ご了承願います。



問い合わせ 西海市大島町 1876-59 0959-34-2288

総務課 矢野・小宮・岩田

管理部総務課発行 発行日 2019 年 9 月